

Emergency Contribution

【緊急寄稿】

行政による 保育所への規制権限不行使の 法的責任の視座

—令和2年6月3日宇都宮地裁判決
(保育施設における乳児虐待死事件)⁽¹⁾の法的分析

日本大学危機管理学部准教授 前自治体子ども家庭支援センター所長 元東京23区法務部
日本公法学会・警察政策学会・日本子ども虐待防止学会等所属・法務博士(専門職)・保育士

鈴木 秀洋

第1 問題の所在

本論稿は、行政による保育所への規制権限不行使事案において裁判所が宇都宮市⁽²⁾の責任を認めた宇都宮地裁判決の論理構成を確認するとともに、市の反論を検証し、子どもの命を守るために児童福祉法上の権限行使の在り方を提示することを目的とする。

なお筆者は、行政法、特に児童福祉法制(架橋としての刑事法制)を専門としているが、実務上自治体の子ども家庭支援センター所長、東京23区法務部(保育裁判等の行政側指定代理人)等の行政実務を担ってきた経験を有しており、その視点も踏まえて論じる。

第2 宇都宮地裁判決の事案概要

1 請求内容

本件は、原告らが、

(1) 被告会社が経営する認可外保育施設に託児していた原告らの子(当時9か月)が、脱水症等により死亡した事案⁽³⁾について、

①被告会社に対しては保育委託契約(準委任契約)上の債務不履行又は不法行為(民法715条又は会社法350条)に基づき、②被告会社の代表者と従事者らに対しては民法709条(又は会社法429条)の不法行為に基づき、③被告市に対しては被告市の市長が認可外保育施設に対する規制権限等の適正な行使を怠ったなどとして国家賠償法1条1項に基づく損害賠償の支払を求め、

また、(2)被告会社の代表者に対し、同被告が原告らの名誉を毀損したとして、それぞれ不法行為に基づく損害賠償の支払を求めた事案である。

規制権限等の適正な行使を怠ったという点に関しては、①主位的請求として、被告市市長は、本件各通報(死亡事件が起きる前から2件の虐待通報があった)を受けた時点において、本件施設に対し、速やかに事前予告なしの特別立入調査を実施して児童福祉法59条5項及び6項に基づく事業停止命令權ないし施設閉鎖命令權を行使すべきであったのにこれを行なわなかったのは「違法」であるとの主張と②本件調査の具体的な内容等は極めてざんかつ不十分であって同法59条1項等によって付与された指導監督権限の行使を著しく怠